

介護保険負担限度額認定申請について

施設サービスとショートステイを利用する方の食費・居住費は、全額ご本人で負担していただく必要があります。

しかし、所得が低く、食費・居住費を負担することが難しい利用者には、申請により、その一部が介護保険から「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

【申請および利用のしかた】

① 佐賀中部広域連合または市町の高齢者福祉の窓口へ申請します。郵送でも申請できます。

② 利用者負担段階を確認し、申請結果を送付します。

第1段階から第3段階②に承認された方へは「介護保険負担限度額認定証」を同封します。

③有効期限は、申請月の初日から直近の7月31日までです。それ以降は、毎年申請が必要になります。

④有効期限内でも住所が変わるなど申請時と変更がある場合は、あらたに申請が必要となります。

⑤所得により利用者負担段階を確認しますので、住民税の課税状況が不明の方は承認されません。

③ 利用する施設へ「介護保険負担限度額証」を提示します。

④ 利用者は、認定証に記載された負担限度額までを支払います。

【利用者負担段階と対象要件】

利用者負担段階	対象となる人	
第1段階	生活保護受給者 世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	預貯金の合計が <u>1,000万円</u> (夫婦は <u>2,000万円以下</u>)
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で 合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金収入が80万円以下	預貯金の合計が <u>650万円</u> (夫婦は <u>1,650万円以下</u>)
第3段階①	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋ 課税年金収入＋非課税年金収入が80万円超120万円以下の方	預貯金の合計が <u>550万円</u> (夫婦は <u>1,550万円以下</u>)
第3段階②	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋ 課税年金収入＋非課税年金収入が120万円超の方	預貯金の合計が <u>500万円以下</u> (夫婦は <u>1,500万円以下</u>)
第4段階	上記以外の方	

注 所得等により利用者負担段階を確認しますので、住民税課税状況が不明の方は対象とならない場合があります。

【申請に必要なもの】

① 負担限度額認定申請書（両面）と預貯金等※に関する申告の添付書類

② 被保険者、配偶者の個人番号と個人番号記載時の本人確認書類

③ 申請者の身元のわかるもの（個人番号記載時の確認書類）

※預貯金等は、被保険者本人と配偶者名義の全てが対象になります。

預貯金等の種類	申請時に添付するもの
預貯金（普通・定期）	通帳等の写し（名義、金融機関名、口座番号、直近2か月の明細と残高のわかるところ）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	金銭消費貸借契約書など
※預貯金等の合計額から負債の額を控除する取扱い	

問合せ先 佐賀中部広域連合 給付課 給付係

〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル5階

TEL 0952-40-1134 fax 0952-40-1165 <http://www.chubu.saga.saga.jp>